

横浜事件 再審裁判を 支援する会



6月1日、岩波セミナールームでの
第4次再審請求裁判を支援する集会

「免訴」判決を乗り越えて あえて「拷問」は“再審の理由”にしない

No.60

2007.7.20

(事務局)

〒101-0064

東京都千代田区

猿楽町1-4-8

松村ビル401

TEL03-3291-8066

FAX03-3291-8066

▼さる6月1日、私たちの第4次再審請求裁判を支援する集会を、東京・神保町の岩波セミナールームで開きました。50名を超える方々が参加してくださいました。

当日の、弁護士の大川、佐藤両先生の講演と、事件被害者・藤田親昌さんのご長男で劇作家のふじたあさやさんのお話は、この号の2ページ以下に紹介しました。ぜひお読みください。

▼第3次請求はついに再審の門を開くことは出来たものの、地裁、高裁で「免訴」の判決を受け、裁判はそれで終止符を打たれようとしています。

これに対し、第4次はいまだに横浜地裁にかかったままです。遅

れの理由は、裁判長の交代ということもありますが、裁判所が第3次同様「免訴」で片付けようとしていることに対して、弁護士が正面から抵抗していることにあると思われま

▼そのことは、第3次での再審請求の理由が「拷問による自白」だったのに対し、第4次ではそれを理由に挙げていないことにも現れています。

第4次で挙げているのは、特高によって共産党再建謀議とされた「泊会議」の虚構と、細川論文が「共産主義啓蒙論文」ではないという、この2点です。

この6月にも、「拷問は理由にしないのか」という裁判所からの問い合わせに対し、「理由にしない」と答える上申書を提出しました。

「免訴」で片付けるのか、それとも横浜事件の全貌を解明して、実質無罪を勝ち取るのか、綱引きはまだ続きそうです。

会員更新のお願い

◆今年度、会員更新がまだの方には振替用紙を同封しました。どうぞ引き続き会費の納入をお願いします。

■個人 1 年間 2,000円 / 団体 1 年間 5,000円

歯を全て失って帰ってきた父

少年の私がみた横浜事件

ふじた あさや

容貌が一変して……

私の父、藤田親昌が中央公論社の出版部長だった頃、泊事件で検挙される木村亨さんは出版部員で、『支那問題事典』の仕事をしてきた。昭和18年5月26日、木村夫人が私たちの家に来て、「今朝、木村が検挙された」と告げられた。以下父が書き残したいくつかの文章によると――。

木村さんにつづき浅石晴世さん、和田喜太郎さんが検挙された（のち、両氏は獄死）。何のためかわからず、社内は疑心暗鬼だった。昭和19年1月29日の夕刻、父は旅先の湯沢温泉で検挙された。父の友人が出征することになったので、送別のスキー旅行に出かけたのだ。食事も風呂も、4、5人の

特高（特別高等警察）に取り囲まれてのことだった。横浜への護送の途中、上野池ノ端の自宅に寄らせてくれと頼んだが、特高は許さなかった。

当時、私は小学生だった。父の友人が二つのリュックと二つのスキーを担いで家にやってきたのをおぼえている。その日、学校から帰ると、土足で上がり込んだ特高が、2階の書棚から本を叩き落としていた。自分が憎しみの眼で特高をにらみつけたのをおぼえている。軍国少年だったが、父に敵対するものへの怒りだった。父は戸部署から臨港署へ移され、すぐに共産党活動を捏造するための拷問を受けた。歯は全部やられ、家に帰ってきたときは容貌が一変していた。40代初めの父が



総入れ歯になった。食事は少量の麵米。特高は煙草を見せびらかし、おい、吸いたいか、やったといえば吸わしてやる、といった調子。他人の手記をつきつけて迫ってくる。これでは自分の言葉がどんなふう利用されるのか、と疑心暗鬼になる。

相聞歌

母（雪子）は、父の不在を満州へ行ったことにしようとしていた。父は満蒙開拓団のルポをしたことがあったから、そうかもしれないと思いつつ、毎日、風呂敷包みをもって出かける（差入れのため）母をみて、やはり不思議に思った。

劇作家、演出家。横浜事件をテーマとした作品として、「村井家の人々」ほかの作品がある。憲法劇でも事件を描く。第1次再審請求に際し、映画『証言』（橘祐典監督、青銅プロ）の脚本執筆。日本演出家協会元理事長。父君は元『中央公論』編集長の故・藤田親昌氏。

その差入れはほとんど特高が食べたらしい。

母も結婚当時、中央公論社員だった。丸ビル5階の中央公論社社室の向かいに勤めていた母に、嶋中雄作社長が声をかけ、入社させた。やがて父と結婚、社内結婚第1号となった。父が検挙されたとき、社長に報告したところ、父の辞表を出してほしい、といわれた。提出したところ、折り返しお使いがきて、日付を検挙の前日に訂正してくれ、とのことだった。父はこのことが許せなかったと見え、釈放後、中央公論社に足を踏み入れることは一切なかった。92歳で亡くなる直前、丸ビル建て

替えの話を目にし、同社の昔の事務室を訪ねてみようということになった。本社は京橋に移転していたが、さいわい同社分室が同じ部屋にあったので、社内を見せてもらい、昔をしのんだ。このとき、父は中央公論社を救ったのではなかったか、と思う。

母は斎藤茂吉門下で歌をつくっていた。父も獄中で歌をつくったが、書きとめるすべもなく、出獄後、文字にした。

太腿にはだらに残りし黒あざの生血にじむを静かに眺む

——拷問を歌ったもの

監房の壁に刻める文字なべて
空におぼえてただ黙しおり
たえがたき寒冷(さむさ)覚え
て手拭に頭つつめり看守の許
可えて

母も「私の横浜事件」という歌をよんだ。一種の相聞歌だ。

面会終え夫(つま)は特高に連れ去らる数分後(あと)の鉄格子の音

子を負いて留置場に通うこの日
頃差入れの用意も心はずみて
——ここで歌われた子は妹のこと

夫の肌に触れ居ししらみいとお
しみ一匹二匹と数え始めぬ

留置場より戻りしシャツの縫目
の中に並びししらみ三百数十匹

「君は坂の藤田か」

父は獄中の廊下で浅石さんと出会ったりしていた。夏になり、臨港署でコレラまがいの熱病が発生したので、治安維持法関係の人間は山手署に移管された。この道場で手記を書かされた。何もしてないからタネがない。特高がサンプルを持ってきて書き写させ、藤田の名前を入れさせた。それから笹下の拘置所へ送られた。

昭和20年の1月28日夜、巡視の看守がのぞき窓から「38番(父の番号)、君は坂(鎌倉の地名)の藤田か」と声をかけてきた。叔父・勤の友人で佐助(地名)の土井(郷誠)と名のつた。彼は、検事取調のとき、何もしていないことをはつきり言え、検事は拷問しないから、と忠告してくれた。

1月29日、検事取調のとき、自分は黨員でないこと、編集会議は謀議でないこと、手記は見本があつたこと、共産党再建などともない、と話した。検事は「今日、君は帰す。処分は留保」といい、夕方、釈放された。

「誰の名も出していないだろうな」

父はこの釈放を検事に対する明確な否認の結果だ、と信じていた。だが、敗戦後まで捕まっていた人たちに對し、ある種の申し訳なきを感じてもいるようであった。

帰ってから「ひとが信じられなくなつた」と口にすることもあつた。当時の被害者の間で、誰それが名前を出したから自分が捕まつた、などと語られるのを耳にしたからであろう。

私は、大学1年生のとき、メーデー事件(1952年)で逮捕された。留置場に面会にきた父の第一声は、「誰の名前も出していないだろうな」だった。私はその言葉にある種の感動を覚えた。

父はその後、ジャーナリストとして文化活動をつづけ、地域の教育・文化運動にも携わつたが、その間、人間の弱さを排し、強くあつてほしいと求めつづけていたように思われる。それはひとを裏切らないことの重さ、どうしたらそのような強さをもちつづけられるか、と問いつづけてきたからだ、と思う。

(文責・事務局)

治安維持法時代における 司法の責任

大川隆司

(第4次再審請求・弁護団長)



治維法による弾圧対象の拡大

1925〜45年のわずか20年しか生きていなかった治安維持法で6万8000人もの人が検挙された。治安維持法の適用対象はおもには日本共産党だったが、GHQの資料によれば1945年10月までの釈放者は2465名、同年12月に日本共産党が公表した党員数は1083名だったことからみても、戦前の共産党員やそのシンパが6万8000人もいたとは考えられない。

これほど大勢を検挙できたのは、治安維持法改正で結社の目的遂行のために役立つことをすれば同罪という目的遂行罪が導入され、弾圧の範囲が広がったからです。共産党員の弁護を引き受けた

弁護士さえ検挙された。

さらに、いまの軽犯罪法のような「違警罪即決令」という弾圧の手段もあった。これは裁判にかけず警察署長が判決を下し、身柄拘束ができた。1933年、小作争議のため全国を歩きまわっていた青柳弁護士は、住所不定・徘徊を理由に「違警罪即決令」で身柄拘束されたあと、治安維持法で起訴、有罪となった。このような状況のなかで起きたのが横浜事件です。

横浜事件における弾圧のねらい

横浜事件の中心は、細川嘉六さんが1942年に『改造』の8・9月号に書いた「世界史の動向と日本」という論文(以下、細川論文)です。当局は、その少し前に細川さんが若手編集者を郷里の泊に招

いて開いた懇親会を「日本共産党の再建会議」としてでっちあげ、日本共産党が日本人民に訴える一種のマニフェストとして細川論文が書かれたのだという見立てで弾圧した。国体変革とはおよそ関係のない民主主義的な言論も治安維持法で検挙できるということを実証するための一つのプロジェクトであったわけです。

細川さんが検挙される5か月前の1942年2月17日、思想検事と裁判官を集めた「臨時思想実務家会同」で池田克刑事局長が「大東亜戦争は：民主主義、個人主義、功利主義もしくは宮利主義思想を覆滅し、皇国の道義を世界に宣布せんとする一大思想戦に外ならぬ」と訓辞をしている。まさに自由主義、民主主義を鎮圧せよという号令の下で、思想検事も裁判官も動いていった。

裁判官の戦争責任

日本では裁判官の戦争責任というものは一度も追及されていない。

い。その司法を含めた総ぐるみの国家犯罪の責任を問うのが横浜事件の再審請求裁判の大きな目標なのです。

第3次再審請求裁判では、治安維持法はポツダム宣言受諾で失効したので判決は無効という点と弾圧の諸悪の根源は虚偽の自白をさせた特高警察の拷問・暴力装置にあるという点を主張し、再審開始の門戸を開いた。しかし2006年、再審での横浜地裁判決は、法律が廃止された以上、有罪は取り消すが無罪はいわない、という免訴でした。

第4次再審請求裁判では、裁判所が免訴で逃げようとすることを許さず、特高警察の拷問を認めさせるだけではなく、「民族自決主義」の尊重という細川論文がなぜねじ曲げられ、日本共産党再建のための言論活動だと認定されたのか、今の裁判官に対し、戦時中の司法判断に正面から向き合わせ、司法の責任を追及していきたい。

(文責・事務局)

横浜事件をめぐる 「虚構」と「真実」

(第4次再審請求・主任弁護士)

佐藤博史



再審開始までの経緯

再審は通常の裁判と異なり、裁判所が審査し、妥当と判断すれば再審開始となる。それに対し検察は抗告する権利をもち、そのうえではじめて再審が開かれる。

第1次再審請求は1986年、取り調べを行なった警官の拷問を理由としての請求だったが、拷問を受けた人が請求者ではなかったため、拷問されたという証明にはならないということで棄却された。また、1945年8〜9月、敗戦直後に有罪判決が出されたが、判決文が残っていないことから、判決の見直しも「原判決の中心がわからない」ということで却下されている。

第2次請求は、判決文が残って

いた小野康人さんが申し立てた。細川嘉六論文が判決の証拠にあげられていないことを請求理由にしたが、裁判所は「読まないで判決をだすはずがない」という判断で棄却した。

第3次請求はポツダム宣言受諾とともに治安維持法は失効している」と主張し、横浜地裁で再審開始の判断がなされた。検察官は抗告したが、東京高裁がそれを棄却、検察官が最高裁への特別抗告をせざる再審が開始された。横浜地裁は再審公判を開き、ポツダム宣言受諾による治安維持法失効という考案を採用したが、法令が廃止になつたので、「免訴」という判決を下した。罪になるような事実があつたかどうかを裁判所が判断しないということである。

検察が抗告をし、東京高裁は治安維持法は有効だとしながらも、拷問による自由を奪っていることを正面から認めた画期的な判決をだした。だが、有罪判決を受けた人たちは恩赦の対象となつていたので、無罪とすることはできないとして免訴とした。現在は最高裁に係属中である。

事件の虚構性

第4次請求では拷問による自由を請求理由としていない。第2次請求では細川論文が証拠に取り上げられていないことを請求理由の一つとしたが、第4次請求ではそれを正面から問うことにしている。つまり、泊会議は虚構であり、細川論文は共産主義的啓蒙論文ではないということを中心としていく。

判決書や予審終結決定を調べると、泊会議というものが裁判所の認定からある時期をもって消えている。1944年12月29日の細川氏、相川氏に対する予審終結決定

と1945年8月22日の西尾氏に対する予審終結決定では泊会議が登場するが、8月27日の木村氏に対する予審終結決定からは泊会議は消え、細川論文を『改造』に掲載したことが処罰の対象となつている。

共産党再建会議があり、その決定に基づいて共産党再建のための論文を書いたということで検挙されたのに、その肝心の会議がなくなつてしまつている。拷問をしたのは泊会議Ⅱ共産党再建会議ということを確認させるためであつたにもかかわらず、拷問による自由が嘘だったと裁判所が認めてしまったのだ。こういうかたちで横浜事件の有罪判決は下されている。

第4次請求で「真実」の追求を

第4次請求のポイントとしては、①泊会議が1945年8月22日と8月27日の間に消えている。裁判所は泊会議を虚構と認めながら有罪判決を下し、弁護士も認め

片岡修さんを偲ぶ

永年にわたり支援する会事務局員として活躍されてきた片岡修さんと、本年（07年）4月15日、がんのため亡くなった。いよいよ第4次再審を実現させ、国家犯罪とその責任を明らかにし、正義と人権の回復とともに喜びたいと思っていた矢先のことである。享年65歳。事務局、立人、弁護士一同、深い悲しみにつつまれている。

1986年の第1次請求以来、故・海老原光義氏はじめ岩波書店の方々が事務局を担ってくださったが、中でも片岡さんが一番長く活動されてきた。早大法学部卒の氏は、法曹界に知己が多く、支援する会には、頼り甲斐のある人材であった。誠実で、そこにいるだけで周りの人を和ませる温厚なお人柄だった。すぐれた編集者であり、校正者で



1999年6月11日
「最高裁で
理を求め
波司会
片岡さん
（岩で
集（ム）
公正な
会）

あった。「世界史の動向と日本」に至るまでの細川嘉六氏の一連の論文を、特高側はすべて共産主義論文と断定した。そこで片岡さん、梅田正己さん、私とて諸論文を手分けして読んだことがある。そのとき、片岡さんの論文読み込みのたしかさを知らされた。そしてこの「ニュース」校正の中心だった。

死を覚悟された片岡さんは、ご子息の晋介さんに、告別に来られる方々に、次の言葉を伝えてほしい、と言われ残された。——みんなの力で横浜事件再審勝利をかちとってほしい、日本国憲法第9条は、一字一句も変えることなく、守りぬいてほしい。

この言葉を受けとめ、その実現に努力していくことこそ、片岡さんのこれまでの奮闘と、私たちと交わした友情にこたえる道だ、としみじみ思う。片岡さん、ほんとうに有難うございました。（事務局・橋本進）

てしまっている。この裁判は一日で判決まで行い、記録もすぐ焼却してしまうという、戦後のどさくさのなかで行なわれている。

②「細川論文は共産主義的啓蒙論文だ」ということは、執筆・編集の経緯からも荒唐無稽であり、内務省の検閲を経ていることからも検挙理由にならない。

③横浜事件は「拷問による自白」が中心ではなく、泊会議が虚構であることに裁判官も気づき、判決にも書きながらも有罪判決を下している（佐藤博史「再審請求における証拠構造分析の意義——横浜事件との関連で」鈴木茂嗣先生古稀祝賀論文集）下、2007年、成文堂参照）。

これらは弁護士をも含む治安・司法機構の総体によっていい加減に処理され、誤った判決がたださ

れないままになっているという今日的な問題だ。第3次請求において東京高裁が特高警察の拷問を認めたのは画期的なことだが、何よりも裁判官、検察官、ときには弁護士も誤ったことをしているのだということをはっきりさせるのが横浜事件の教訓だと思う。現在の裁判官に先輩の裁判官たちがいい加減なことをしてしまっただのを認めさせることである。横浜事件の真実はそこにある。

拷問による自白を主張すると免訴になる可能性が大きい。第4次請求は、細川氏のように拷問によつても自白しなかつた人も含め、無罪であったことを明らかにする戦いに挑みたい。（文責・事務局）

集会には横浜事件被検挙者の一人で、ご健在の鈴木三男吉氏（93歳。元日本評論社社長）が参加してくださった。司会の求めに応じ、「いまの日本には、再び横浜事件のようなことが起こらない保証はない。あんな事件をくりかえさせぬよう、みんなで頑張りたい」と挨拶された。

不撓の人生——加藤政治と布施禰

山口 正（東洋経済社友）

前号で加藤政治が「彪二」の名で戦後、政治評論家として活動したことを紹介した。ここでは図書新聞、東洋経済の資料等で調べた人物像と人的連環を素描して未完の結びとしたい。

加藤は北海道留萌の鉄道員の一人息子で、早大文学部社会学科（？）に進むが、卒業一年前に思想問題で退学を余儀なくされ、教授の口添えで法政大文学部社会学科に転学、四〇年三月に卒業した。

彼はその前、法大在学中の三九年一〇月に東洋経済に入社し、出版部で石橋湛山企画の「現代日本文明史」



加藤政治氏

（図書新聞1955年2月5日号より）

卒業後、法政の大学院に入り、労働派の「日本経済研究所」に関与、翌三八年二月一日の労働派教授グループ事件で大内教授らと同日に検挙されたが、釈放後入社しようだ。彼は『政治史』が出たあと退社、某新聞社を経て経営団体調査部に移るが、中村智子著によれば、彼も横浜事件に連座した一人である。検挙の際、留置場で右翼の「愛国政治同

志会」の労働者田中政雄に左翼理論を教え、三九年三月、布施・加藤・田中の愛政グループを作った容疑である（特高月報）。彼らへの厳しい取調べは田中の獄死で推測がつく。

当時、東洋経済評議員の清沢冽は『暗黒日記』四四年五月一日に、細川が横浜の留置所に置かれて半歳になると記しており、親密な石橋湛山も知っていたと思われるが、翌年の空襲で日記が焼失し不明。

戦後の二人の軌跡は精彩に富む。加藤は東京新聞復社後たびたび労組委員長に推され、イデオロギーを問わず大衆の繁栄を増大させる事実を率直に認める「繁栄主義」を説き、その弁舌と力量はワンマン社長の福田恭助も高く評価したという。

退社後は政治評論家として雑誌やラジオで活躍し、数社の役員もした。だが前号に述べたように、五五年八月二日に東大病院で結核性脳脊髄膜炎のため三九歳で死去した。いま田園調布の元住所にその家名は存在しない。

一方、布施は社会党に入り政策審議会政策部長として活動し（著書「日

本社会党の進路』ほか）、四八年労働党の創立に参加、翌年の衆院選に神奈川で立候補するが落選。ここで政界から足を洗い五〇年六月、大蔵省の知己を集めて社団法人金融財政事情研究会を立ち上げ、事務局長、理事長となった。八九年一〇月四日、死去、七六歳。

最後に——加藤の祖父八十次郎は美濃の陶工だったが、明治二七年北海道一己村（現深川市）に移住、息子の鬼頭太は戦後芸術院会員となった彫刻家加藤顕清（北大クラーク像で有名、六六年死去）で、政治の叔父にあたる。その影響で彼も白鳳天平の美に憧れ、学生のころ美術評論の筆をとったという。

面白いのは、加藤・布施とも在社時代に頭清の媒酌で結婚したことだ。両者の政界情報の質、政治理論の共通性等を考えると、単なる親友以上の深い繋がりがあったように思える。

（終り）

北日本放送——2007年2月25日放送

KNBふるさとスペシャル

1枚の写真が……

～泊事件65年目の証言～

取材を終えて 金沢 敏子

(KNBブックレポート vol. 4より)

去年の2月、横浜地方裁判所で開廷された「横浜事件」再審裁判の公判を傍聴しました。本来ならば原告席に在るべき人がすべて他界してしまっているのです。代理人として入廷したのは50代、60代のご遺族の皆さん。その皆さんの座席は、私たち一般市民と同じ傍聴席で最前列の位置でした。戦時中に犯した過ちに目をそらしてきた国が、事件そのものを抹殺するような、遺族を無視するような、司法サイドの冷たさを感じました。

番組制作のきっかけは、横浜事件の再審が決定された2年前、2005年の春でした。富山県東部にある小さな町・旧泊町で、65年前に日本中を揺るがした大事件があった事を、自分の暮らす隣町の出来事だったのに初めて知ったのです。

泊で起きた事件なのになぜ横浜事件なのか。事件のキーマン細川嘉六という人は、どんな人物だったか。

戦時中の治安維持法とは、どん

な法律だったのか。なぜ再審にこんなにも時間がかかるのか。凄惨な拷問を受けた被告と遺族は65年間という長い長い年月を、どんな思いで生きてきたのか。事件の歴史的背景、遺族の証言、事件の闇の部分等、事件の発端の地である富山県朝日町(旧泊町)の料理旅館「紋左」で撮影した「1枚の写真」から検証してみたいと思ったのです。番組のメッセージは、「なぜ言論の自由が侵されたのか、言論の自由を守ることの大切さ」。

事件で起訴された多くの人々は、自ら体験した生々しい拷問の実態と無罪判決であることの主張を著書に書き記し、無念の思いでこの世を去ってしまいました。映像で事件の実体を検証し現代のテーマとして記録することは、地元メディアの重要な仕事のひとつと思つたのです。

番組放送後、多くの方々から感想を頂きました。被告小野康人さん(故人)の長女斎藤信子さんは「宴会写真をもとに事件がねつ造

◆放送画面より
細川嘉六



されたことは知っていたが、どのような宴会だったのか、地元の人たちがどんな取調べを受けたかは初めて知った。細川嘉六さんのことも番組で知ることができた」といい、入善町の駅員さんは「横浜事件と泊事件がはじめて繋がった。戦争時代にあんな拷問があったなんてはじめて知った」とも。どれも嬉しい感想でした。

放送倫理・番組向上機構（BPO）理事長で弁護士の水英夫さんは、雑誌「GALAC」2005年11月号掲載の「少数異見帳」で、「横浜事件は、決して過去の事件になったわけではない。風化させてはならない歴史」と記しています。2007年1月19日、東京高等裁判所の再審裁判「免訴判決」を受けて弁護士と遺族が開いた記者会見で、被告遺族の平館道子さん（72歳）は、「再審は許さない、お上に桶突くのは許さない」ということを感じた。あくまでも異議を申し立てていく」というコメントに加え、「この事

件はメディアの方々にも無縁ではないのです。異議申し立てをすることで、どうしてもこのことを記録しておきたいのです。メディアの皆さんの支援をいただきたい！」と毅然として語られた姿が印象強く残っています。

横浜事件は、戦時中の最大の言論弾圧事件といわれていますが、戦後62年経過した現代の日本を覆っている閉塞した状況に通じているものがあるのではないのでしょうか。「紋左」の女将さん、「三笑楼」の店主、船頭さん、取調べを受けた人で、もし誰かひとりでも、特高の言うがままに話を作っていたら、と思うと背すじが寒くなります。細川嘉六さんはじめ、起訴された33人の人生は大きく変わっていたことでしょう。特高の権力に屈しなかった泊町の人々を誇りに思うのです。またあのいやな世の中になりそうな胸騒ぎを覚えるのはなぜでしょうか。心から平和な世界、平和な日本を願わずには

事件の真実が知りたいと取材をはじめた、小さな町に起きた大きな事件。最後のインタビューで阿部不二子さん（87歳）は、静かに語ります。


「戦争つて、勝つても負けても人は死んでいくが。戦争せんほうがいいが。人間つて必ず繰り返すからねエ」。阿部さんの心情と、私の伝えたい願いとが重なりました。

番組制作者として自分の深い根っこにある取材テーマは、「私と戦争」というあくまでも庶民の戦争史を描くこと。戦後に終わりはありません。戦争体験者の声に耳を傾け学び、昭和のあの激動の時代はどんな時代だったのか。


「温故知新」——
メディアとして
伝える作業を継
続することは重
要です。

お知らせ


7月22日深夜、日本テレビで
放送されます




放送日 7月22日(日) 深夜0:50~1:45
どうぞ御覧下さい、ご意見・ご感想をお寄せ頂ければ幸いです。
〒105-7444 日本テレビ/港区東新橋1-6-1 TEL.03-6215-1111
〒800-9585 北日本放送/富山県富山10-18 TEL.076-432-5655
FAX.076-432-5659




加藤 政治
昭和30年生



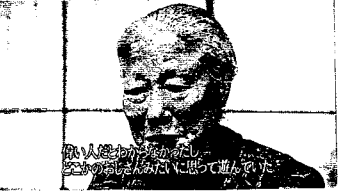
小野 康人
昭和9年生



細川 嘉六
昭和7年生



平館道子さん



阿部不二子さん

会員の皆さんの声

▼戦後六十二年にもなるのに、未だ明治から脱却できないばかりか回帰現象すら各所に見受けられます。免訴などという子供だましのようなことは許さず、裁判所が音をあげるまで頑張りましょう。

三渡章高

▼「免訴」とはあきれかえっています。証拠を隠滅して、時の流れに逃げようとしている司法に、怒りを覚えます。

岡田全弘

▼東京高裁は免訴について「上訴は不適當である」と控訴を棄却しました。納得がいきません。再審の理念に合わない不当な判決は許すことができません。

平光 晋

▼戦前を思わせるような時代になっていきます。絶対に戦争を起してはいけないと思います。少しですがカンパを送ります。

丹治洋子

▼横浜ペンクラブでは横浜事件に

多大の関心を持つて再審の推移を見つめております。今後も再審裁判を支援する会のカンパを続けて行きたいと思えます。

横浜ペンクラブ青木平衡

▼圧倒的多数の国民は、戦争は絶対いやだと思っているのに、喜々として「憲法改正」に張り切る政治家が選ばれるのはなぜでしょうか。「戦前」と言われない時代にしたいものです。

辻 玲子

▼(前文省略)控訴審はすべて

傍聴いたしました。今年に入り体調を崩し、判決には出掛けられませんでした。(中略)私は一九三九年まだ二十歳前の若年で、これから社会科学の勉強に取り掛かろうとした途端、治安維持法でやられ、懲役二年執行猶予三年、その後すぐ中国への侵略戦争に投げ込まれ、敗戦の翌年幸いに生きて帰りましたが、私にとつてこの横浜事件はヒトゴトではありません。この裁判の経過を見ていますと、この国の支配勢力

が戦前と全く変わっていないように、新憲法下の司法を担う人間も昔と変わっていないのではないかと、そんな疑問を感じずにはおられないことが少なくありません。その意味では、この再審裁判は司法に正義を取り戻し、この国に立法主義を生かす戦いの一環でもあると考えています。ぜひ最高裁での勝利をかちとりたいものです。

伊藤 清

カンパを寄せて下さった方々

(3月) 佐藤純子 (4月) 丹治洋子 横浜ペンクラブ 永田誠 岩田綾子 鈴木三男吉 (5月) 天野あぐり 辻玲子 古川純 永田誠 伊藤清 (6月) 森島伸弘 伊藤千里 ふじたあさや 永田誠

事務局より

先日、西尾諭香さんのお宅におじゃまして、お父様の西尾忠四郎さんのお話をうかがい、写真をお借りしてきました(北日本放送の「一枚の写真が…」日本テレビ7

月22日放映に使用)。

諭香さんはお父様の赴任先である上海で1939年8月24日に第一子として誕生。「諭香の諭は同じ珠でもければしくない清楚なたま」と忠四郎さんが名づけられました。また諭香さんの生まれた日からつけられた日記には、子煩悩な教育パパぶりが見受けられます。次号に写真と、獄中から疎開先のご家族にあてたはがき等の紹介をいたします。

(金田)

入会の申し込み・会費納入先

〒101-0064 千代田区猿楽町1-4-8
松村ビル 401

横浜事件再審裁判を支援する会
tel/fax 03-3291-8066

〈年会費〉個人：2000円、団体：5000円

●郵便振替 00130-7-150641

●銀行振込 みずほ銀行九段支店

普通預金口座 1478864

横浜事件再審裁判を支援する会